

県南広域振興局長告示第25号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年3月13日

県南広域振興局長 田村均次

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
胆沢郡金ヶ崎町西根寺下117番2、117番3、118番3、118番4、123番2、149番2の一部、157番2の一部、161番2の一部、950番の一部及び951番の一部並びに950番地先認定外道路並びに西根南町60番4の一部	60.97	6.00	平成24年2月22日

備考 関係図書は、県南広域振興局土木部及び金ヶ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。